

南相馬市における年末年始の特例宿泊について

1. 特例宿泊の経過

国では、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、短期間の宿泊であれば、(1)被ばくのリスクが極めて小さいこと、(2)最低限必要なインフラ（上下水道等）が整っている地域もあること、(3)防犯、防火等に最低限必要な体制を確保できることなどから、所要の措置を講じた上で特例宿泊を可能と認め、原町区において、昨年の年末年始、GW、お盆期間の特例宿泊を実施してきた。

この経過を踏まえ、お盆の特例宿泊時には小高区での実施を検討したところであるが、インフラ（上下水道等）の復旧状況や防犯、防火等の体制を検討した結果、小高区での実施は見送った。

このことから、小高区においても今年度の年末年始の際には特例宿泊が実施できるよう、インフラ（上下水道等）等の復旧作業を完了させるとともに、特例宿泊の実施に係る住民アンケート調査を実施するなど、小高区住民の意向等を確認しながら、作業を進めていくこととした。

2. 特例宿泊の実績（原町区）

実施時期	実施期間	宿泊日数	世帯数	宿泊人数
年末年始（H24年度）	24.12.29-25.1.3	5泊6日	57世帯	239人
ゴールデンウィーク	25.4.27-5.7	10泊11日	66世帯	247人
お盆	25.8.10-8.18	8泊9日	70世帯	288人

3. 小高区におけるアンケートの実施

- ・対象世帯数：3,794世帯
 ※地震・津波による家屋の全壊、大規模半壊の世帯を除く。
 ※世帯主と住民票上は世帯分離していないが、現在分かれて避難生活をしている世帯に送付。
- ・調査票 別紙のとおり
- ・回収率 53.6%（2,034通/3,794通）（25.11.08時点）
- ・速報値 宿泊希望する209件（13.9%）希望しない1,288件（85.9%）
 無回答3件（0.2%）（11/11時集計数1,500件の途中経過）

4. 実施までのスケジュール

- ・今後、国（内閣府被災者支援チーム）により、特例宿泊のしおりの作成、しおりの発送、コールセンターの設置・受付などが実施されることとなる。

H25.10.30 アンケート発送

H25.11.7 アンケート投函最終日

- H25. 11. 8-15 アンケート集計作業
- H25. 11. 12 議会全員協議会
- H25. 11. 12 小高区地域協議会に説明
- H25. 11. 12 小高区区長会に説明
- H25. 11. 11-15 住民向け発送資料しおり原稿セット (国)
- H25. 11. 25-29 特例宿泊プレスリリース@OFC、経産省HPアップ
(プレスリリース日は、未決定) (国)
- H25. 12. 2-6 住民向け資料発送 (国)
- H25. 12. 9-20 事前登録申込期間 (国)
- H25. 12. 24-H26. 1. 7 特例宿泊実施期間

5. 平成25年度 年末年始特例宿泊実施期間

- ・平成25年12月24日(火)～平成26年1月7日(火)までの最長14泊15日
- ・上記期間を最長期間としてその中で市町村ごとに期間を選択する。

6. 他自治体における特例宿泊実施予定

- ・他自治体における実施予定 (※現時点で檜葉町のみが期間を短縮して実施予定)
- 飯舘村：平成25年12月24日(火)～平成26年1月7日(火)
- 檜葉町：平成25年12月28日(土)～平成26年1月5日(日)
- 川内村：平成25年12月24日(火)～平成26年1月7日(火)
- 葛尾村：平成25年12月24日(火)～平成26年1月7日(火)
- 川俣町：平成25年12月24日(火)～平成26年1月7日(火)

小高区の年末年始の特例宿泊に関するアンケート調査

現在、市では、小高区において上下水道等の最低限必要なインフラの復旧を進めており、12月までに整備する見込みから、年末年始の特例宿泊を実施する方向で検討しています。

本アンケートは、小高区における年末年始特例宿泊の希望の有無及び特例宿泊を実施する場合に必要なとする環境整備について把握し、今後の市方針決定の参考とするために実施するものです。

つきましては、裏面「小高区の復旧状況」を踏まえた上で、別紙アンケート調査票にご回答くださるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、津波、地震により家屋が全壊、大規模半壊の世帯には送付しておりません。また、半壊状態で家屋の取壊しをされた世帯に送付された際には、ご容赦願います。

〔調査票への記入上の注意〕

○ 調査をお願いする方

回答は、世帯の代表の方にお願いします。

○ 回答方法（※調査票は、全て無記名でお願いしています。）

回答は、当てはまる番号を選び、その番号を○で囲んでください。

○ 提出方法

記入済みの調査票は、11月7日（木）まで、同封の返信用封筒に入れ、最寄りの郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

～小高区の復旧状況～

【水道】

- (1) 北部及び西部簡易水道の給水区域は、平成24年度に復旧が完了。
- (2) 上水道については、第2浄水場（吉名）から区役所までの幹線配水管から分水している住宅、南部地区（泉沢、耳谷、上浦など）は、平成24年度に復旧が完了。
- (3) 市街地部においては、下水道管復旧と併せて、排水に支障が無いことが確認できた区域から、順次給水を再開しています。

※自宅で使用できるようにするには、別途水道課への申込と通水時の立会が必要です。

【下水道】

- (1) 下水道処理施設（小高浄化センター）が、平成25年6月から本格的な汚水処理を再開。
- (2) 管路については、12月下旬にほとんどの工事を終える予定です。平成25年度末に完全復旧を目途に進行中。

【道路】

復旧工事のため、舗装が不十分な箇所があります。また、路肩が崩れたり、路面が陥没した箇所がありますので、通行の際は、十分な注意が必要です。

【ガス】

長期間未使用で、今回初めてガスを使用する際には、取引されているLPガス販売店の点検を受けてからご使用いただく必要があります。

～特例宿泊制度～

避難指示解除準備区域等における特例宿泊制度については、国が継続的な宿泊を禁止する基本的な考え方は維持する一方、短期間の宿泊であれば、(1)被ばくのリスクが極めて小さいこと、(2)最低限必要なインフラ（上下水道等）が整っている地域もあること、(3)防犯、防火等に最低限必要な体制を確保できることなどから、所要の措置を講じた上で特例的に宿泊を認めているもので、本市では、これまで旧警戒区域（旧計画的避難区域含む）※の原町区において、年末年始（昨年）、ゴールデンウィーク及びお盆の時期に特例宿泊を実施してまいりました。

※20km圏内及び旧計画的避難区域の避難指示解除準備区域と居住制限区域。

小高区の年末年始の特例宿泊に関するアンケート調査票

問1 特例宿泊を実施した場合に、宿泊を希望されますか。
あてはまる番号を○で囲んでください。

- 1) 宿泊を希望する。 ⇒ **問2** へお進み下さい。
2) 宿泊を希望しない。 ⇒ **問3** へお進み下さい。

問2 **問1**で1)「宿泊を希望する」と回答した方に伺います。
宿泊を希望される場合、ご家族の中で何人が希望されますか。

_____人 ⇒ **問4** へお進み下さい。

問3 **問1**で2)「宿泊を希望しない」と回答した方に伺います。
宿泊をする場合に必要な環境整備として、あてはまる番号を○で
囲んでください（複数回答可）。

- 1) 家屋の修理 2) 除染の実施 3) 医療機関の再開
4) 商店等の再開 5) 有害鳥獣等の駆除
6) 動物が巣を作っている等の被害の修復 7) 避難指示の解除

問4 全員に伺います。震災時、小高区のどちらの地区にお住まい
でしたか。あてはまる番号を○で囲んでください。

- 1) 小高(中部)地区 2) 福浦(東部)地区 3) 金房(西部)地区

アンケートは以上です。

記入済みの調査票は、同封の返信用封筒に入れ、11月7日(木)までに
最寄りの郵便ポストに投函してください(切手は不要です)。

ご協力ありがとうございました。